

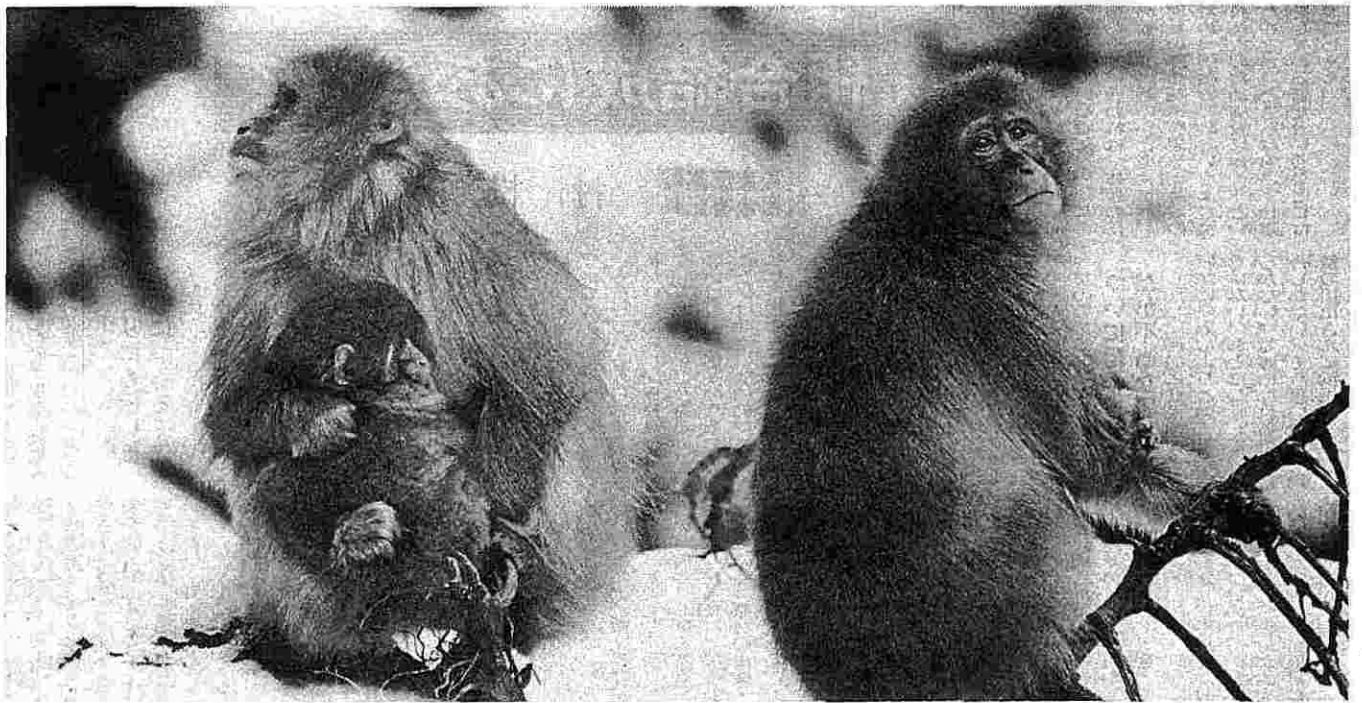
第86号
昭和55年
1月1日
発行

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区虎の門3-24-7
(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
佐藤一男

綱 領

1. 吾々の守るべきは、社会正義に立脚した良識ある労働生活の安定向上を目的とする。
2. 吾々の守るべきは、常に暴力的な強権を併しき、自由にしての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進するの達成に寄与する。

日赤新労



あけましておめでとう
あけましておめでとう
あけましておめでとう

55年度運動方針(案)など討議

第三回中央委員会盛大にひらく

十二月十六日から十七日の二日間わたり、岐阜県に在る緑豊かな金華山、岐阜城を前方に望み、清流長良川の景勝の敷地続きに拡がり、鶴岡も客室から楽しめる「長良川ハイツ」において中央委員、本部役員及びオブザーバー等多数参加し、本年度第三回中央委員会が盛大に開催された。

十六日午後一時二十分開会、婦人に次いで九月の第二回中告の中で特に九月中旬での本年後、議長に富田金光氏(名古屋)、副議長に掛井巖氏(三原日赤)、書記長に仁内洋寿氏(三原日赤)を選出の後、中央執行委員長(あいつ)があり、続いて同委員長から、去る十一月八日、新たに労働組合を結成し、即日新労働組合に加盟した浜松救護園職員組合の村松書記長及び二日後の十一月十日新たに労働組合を結成、浜松救護園職員組合同様、即日新労働組合に加盟した原町日赤病院職員組合の田中執行委員長(両名)の紹介があり、両氏から、それぞれ今後の単組活動の在り方等について指導並びに協力等の依頼を兼ねた挨拶があり、その後直ちに議事に入り、先づ報告の部で各部報告(組織・教育・調査・



第3回中央委員会

第二回婦人部代表者会議も

東洋のナポリといわれる、温泉地・熱海の丘陵、第二保養所晴海荘において、十一月十七日、十八日、第三回婦人部代表者会議を開催した。

婦人部代表者、オブザーバーの外、本部執行委員長、書記長が出席され、議長に野沢リセ氏(八戸日赤)、書記長に小野千明氏(浜松日赤)を選出し、活発な意見が多く出され、熱心に討議された。

一、昭和五十五年婦人部運動方針について

(1)婦人部学習会及び討論会開催として本社に提出するよう希望。(2)看護婦の増員と定員づく。(3)複数夜勤、月、八日制の完全実施。(4)産前産後後の完全有給化。(5)有給休暇の完全消化並びに生休の行使。(6)定年制実施並びに生休の男女平等化。(7)他病院との交流会開催及びレクリエーション、手芸講座の開催。

二、育児休業制度の範囲拡大について

立候補者なく現役員が推薦され、五十五年は本部より要る。



第2回婦人部代表者会議

二、旅費規定について

現在の旅費規定では、本部役員の出費については最低の四等級にも満たない額なので、本年十一月に改正された本社職員旅費規定に準じて、本部役員の日当、宿泊費については四等級を適用することとし、交通費については、本部役員及び本部召集の会議に出席する組合員についても本社職員旅費規定を適用することに可決された。

三、昭和五十五年度旅費入職出予算(案)について

議題の旅費規定の改正とも関連があるが、新年度においては旅費規定の改正に伴う支出増、また五十五年七月頃から郵便料金の値上げが予定されており、その他諸物価の値上がりを見込んで編成した予算案(組合費一人当たり一月二十円値上げ案)で原案通り可決された。なお、ブロック別で開催される初心者研修会に対する本部からの補助金を現在の一ブロック当たり二万円を三万円に新年度から増額するよう発言があり、予算案の繰出内容は変更しないで、流用することを考慮して新年度から三万円ずつ増額されることに改正された。

四、新労働創立二十周年記念大会について

(一)本部書記局用輪転機の購入について。現在書記局で使用している輪転機は購入後七年が経過しているため、使用に耐えない状態になり、新たに十八万五千円で購入したい。但し現在使用中の輪転機を一万円で業者が下取りされるので実質十六万五千円の価格となる。使用に耐えない状態とすることなので全員賛成で了承された。

(二)本部書記局用輪転機の購入について。現在書記局で使用している輪転機は購入後七年が経過しているため、使用に耐えない状態になり、新たに十八万五千円で購入したい。但し現在使用中の輪転機を一万円で業者が下取りされるので実質十六万五千円の価格となる。使用に耐えない状態とすることなので全員賛成で了承された。

(三)災害救護班出動時における「保障規定」のようなものを本社で規格化するようお願いを承られ、本部に一任することと可決された。

なお、傘下一般組合員に贈られる記念品は無償贈与ではなく、一般組合員が買い取る方法にしたら如何なのかの発言もあつたが、この発言事項については次期大会において再度審議し採決することにした。また「しおり」のようなものを作成でき、本部もこのかたの発言が当り、宿泊費については四等級を適用することとし、交通費については、本部役員及び本部召集の会議に出席する組合員についても本社職員旅費規定を適用することに可決された。

五、昭和五十五年本部役員について

新年度の本部役員選出について中央執行委員長から発言、現状を詳細にわたり説明、全員その趣旨を了承されたので今後この趣旨に従って進めていくことになった。

六、その他

(一)昭和五十五年度(第十九回)定期大会運営について。開催期日、昭和五十五年二月二十四日(日)から二十六日(火)までの三日間、ロ、開催場所、長野県上諏訪「諏訪湖ホテル」を予定。ハ、運営委員、①議長：第一ブロック、②副議長：第二ブロック、③書記：第三ブロック、④庶務：第四ブロック、⑤会計：第五ブロック、⑥大司庫：第六ブロック、⑦文書：第七ブロック、⑧庶務：第八ブロック、⑨庶務：第九ブロック、⑩庶務：第十ブロック、⑪庶務：第十一ブロック、⑫庶務：第十二ブロック、⑬庶務：第十三ブロック、⑭庶務：第十四ブロック、⑮庶務：第十五ブロック、⑯庶務：第十六ブロック、⑰庶務：第十七ブロック、⑱庶務：第十八ブロック、⑲庶務：第十九ブロック、⑳庶務：第二十ブロック、㉑庶務：第二十一ブロック、㉒庶務：第二十二ブロック、㉓庶務：第二十三ブロック、㉔庶務：第二十四ブロック、㉕庶務：第二十五ブロック、㉖庶務：第二十六ブロック、㉗庶務：第二十七ブロック、㉘庶務：第二十八ブロック、㉙庶務：第二十九ブロック、㉚庶務：第三十ブロック、㉛庶務：第三十一ブロック、㉜庶務：第三十二ブロック、㉝庶務：第三十三ブロック、㉞庶務：第三十四ブロック、㉟庶務：第三十五ブロック、㊱庶務：第三十六ブロック、㊲庶務：第三十七ブロック、㊳庶務：第三十八ブロック、㊴庶務：第三十九ブロック、㊵庶務：第四十ブロック、㊶庶務：第四十一ブロック、㊷庶務：第四十二ブロック、㊸庶務：第四十三ブロック、㊹庶務：第四十四ブロック、㊺庶務：第四十五ブロック、㊻庶務：第四十六ブロック、㊼庶務：第四十七ブロック、㊽庶務：第四十八ブロック、㊾庶務：第四十九ブロック、㊿庶務：第五十ブロック、

夢想だにしなかつた組合結成……

浜松療養所に組合が出来た。一年前誰がそれを想像したであろうか。私自身にも思わなかつた。しかし今現実には組合は出

て来ているのである。結成を決意してあつたという出来事である。そのために逆に職員反感を買つてしまつた。思はずの間に組合が出来た。思はずの間に組合が出来た。思はずの間に組合が出来た。

当園は慢性麻痺とか股関節とか手足の不自由な子供達を治療育成するために、静岡県が昭和二十八年に設置し経営を自赤に任せられた施設である。以来十六年間六十床から百床へ、そして本年新たに成人棟も完成し百二十



組合結成にあたって

彦 二 不 松 村
職 園 長
護 記
療 書
松 組
員 組

にした等の業績にこう慢となり、やりたい放題したい放題。それはあたかも月刊病院と職員間で言われる程の個人病院の色彩を濃くして来た。園長自身が口にして居るよう

に、我われ職員がお人好しであることが更に拍車をかけ、止まることを知らず、それは公的機関としてはあり得ない程の深みにはまり込んで職員もそれと気がつかない程の（気がついていてもどうしようもないとも言える）重症な状態となつてしまつた。

あまりにも低い低賃金に不満。そしてたまたま低い日赤の給与基準の下で最低限許される日赤の給与規定、昇格基準を全く無視し、低賃金のまま押さえ

に押さえ自分だけはぬぐくと肥えていく、そういう状況のもので不平不満は積もり、職員も口から園長批判の言葉が出るもの、ではそれをどうするかとなる。どうも出来ないならだたし、あの絶大な権力に立ちかかるとも思ふ者も居る。

職員間の誤解、推測があつて私への批判があることを承知して居るけれど、敢て弁解もしない、説得もしようとは思はない。時が来れば必ず理解してくれる、味方になってくれると信じて居る。職員の間、勇気を持って居る。

私利私欲で不明朗な経理、自由国日本では到底考えられないような監視の網を張りめぐらし、個人をいじめ情実で査定し、園長のために働く者がよく仕事をしている者だと評価基準をもうけ、我われは一体何の為に働いているのかと考えた時、園長の評価基準を思うと患者のため、子供のためというより園長個人のため園長に尽くすというところが、これもおぼろげな仕事をして居る者だということになつてしまふ。

私利私欲で不明朗な経理、自由国日本では到底考えられないような監視の網を張りめぐらし、個人をいじめ情実で査定し、園長のために働く者がよく仕事をしている者だと評価基準をもうけ、我われは一体何の為に働いているのかと考えた時、園長の評価基準を思うと患者のため、子供のためというより園長個人のため園長に尽くすというところが、これもおぼろげな仕事をして居る者だということになつてしまふ。

園長が横柄するも当然の理で、そして互いに誰かの目を気にし本當のことが言えなくなつたのである。園長の組合嫌いがかねてより知られて居る。さしずめ家庭なら著の上げ下ろしに口をきく姑のようなもので、こまかいことにまで口をきかせる、権限の委譲をしない。全面的に部下に任せるといふ心の広さもなく、園長の決裁をおおがねば何一つ仕事が進まない状況である。

園長が横柄するも当然の理で、そして互いに誰かの目を気にし本當のことが言えなくなつたのである。園長の組合嫌いがかねてより知られて居る。さしずめ家庭なら著の上げ下ろしに口をきく姑のようなもので、こまかいことにまで口をきかせる、権限の委譲をしない。全面的に部下に任せるといふ心の広さもなく、園長の決裁をおおがねば何一つ仕事が進まない状況である。

判例要解 緊急命令申立の却下

吉野石膏事件
(東京高裁・昭和五四年・八九決定一労働使)

不当労働行為として下した労働委員会の救済命令が行政訴訟において裁判所で取消される例がふえて居るようである。緊急命令についても同じものが出来た。本号の事件がその代表的なものである。

労働委員会の取消訴訟が使用主から提起された場合、命令を下した労働委員会の救済命令を執行するまで使用主が命令に従うべき旨決定するよう申立をすることができ、労働法二七条八項、労働委員会規則ではこの裁判所が法二七条八項によつて下す決定のことを緊急命令と呼んでいる。四七条

労働委員会の申立をした場合、裁判所が却下決定を下す例がなかつたわけではないが（東京地裁「東京印刷紙器事件」昭五〇・二・九決定）、きわめて少数であり、労働委員

立を尊重するという傾向にあつた。しかし、裁判所は独自の判断決定をなし得るのであり、労働委員会の必要性は労働委員会の申立を尊重し、救済命令の適否を判断すべきであるとする立場（鳥取地裁「鳥取県教養事件」昭二五・五・二九決）、救済命令の適否を判断すべきでない、緊急命令の必要性のみ判断すべきであるとする立場（大阪地裁「谷岡学園事件」昭三八・七・一七決定）、救済命令の適否および緊急命令を下すための必要性があるかについてもともに判断すべきとする立場（新潟地裁「北陸金網工業事件」昭二七・二・二五決定）、などに分れて居る（以上の分類は中労委の本件報告に対する会社側の主張参考）。

本号の東京高裁決定は労働委員会の救済命令の適否についてのみ判断しているから、右の立場であらう。

有無について審査することが出来るものと解するのが相当である。ただし、右に述べた同制度の目的に照らし、労働委員会の救済命令の適否に重大な疑義があるときは、当該労働委員会への申立があつたとしても、受審裁判所が緊急命令を発することは相当でないといふべきであり、その重大な疑義の有無は当該救済命令の審査を経ることなくして判断しえないからである。

もつとも、緊急命令の手続においては、確定的に当該救済命令の適否を判断することは要請されていないから、右審査は、緊急命令の手続の過程に現れた疎明資料をもつて、当該救済命令の認定判断に重大な疑義があるかどうかを検討すれば足りるものといふべきである。

以上の次第で、原告人の前記主張は失当であるといわざるを得ない。

制を強化し、併せて人事停滯を防ぐための定期異動の一環として本件人事異動を行つたものであり、その実施にあつては、地方へ妻帯者を配置転換した場合、住宅の手配や子弟の教育問題等種々の不都合が生ずることを考慮し、まず地方勤務の経験のない单身者を地方に配置転換する方針をとつた。

（一）本件人事異動の当時、本社フロアーには二八名の单身の地方勤務未経験者が居り、そのうち三名が分会員で、六名が非分会員であり、地方配置転換の内示を受けた者は九名で全分会員であるが、分会員で本社フロアー（東京支店の相模原、千葉、長野の各営業所を除くもの）には三名の单身の地方勤務未経験者が居り、そのうち二名が分会員で、非分会員は三名であり、この意味で本社フロアーから地方へ配置転換の内示を受けた者は八名（その後発令された者は七名）であり、いずれも分会員であつた。

右（一）の事実によれば、相手方が地方へ配置転換する者を選定する際に立てた基準は特に不合理なものといふことはできないし、また、地方へ配置転換の内示を受けた九名又は八名全部の分会員であることも、单身の地方勤務未経験者中に占める分員員の割合、すなわち二八名中二名あるいは三名中二名という割合から見て、必ずしも不自然なものといえない。

のみならず、右に述べた单身の地方勤務未経験者中に分員員の占める割合を前提とすれば、特定の分員員の配置転換について、他の者に優先して配置転換すべき事情がないといふことだけでは、その人選が不自然なものといふべきである。そして、そのほかにも、本件配置転換について、その人選を不自然なものとするような事情は、本件記録上認められない。

右に述べたとおり、本件人事異動における基準が不合理なものではなく、高橋及び小太夫を他の者に優先して配置転換すべき事情がなかつたとしても、同異動において地方へ配置転換の内示を受けた九名又は八名の全部が分会員であることが不自然でないといふことは、本件救済命令が認定したような背景事情があつたとしても、本件配置転換は相手方が同人事を分会員であるがゆえに地方へ配置転換したものであり、分会員を本社フロアーから排除する趣旨であつたと断定することはできない。

（二）以上の次第で、本件救済命令には、その重大な論拠の部分に事実の誤認があり、その適法性については疑義があるから、現段階において緊急命令を発するの相当でないといふべきである。

（三）救済命令の疑点
（一）相手方は、直島工場の稼働に伴う西日本方面の販売体

十一月十日結成された原町日赤職員組合関係の記事は、紙面の都合で次号に掲載します。

載します。